

わかばえん し ていしゅうろう い こう し えん
若葉園 (指定就労移行支援)

じゅうよう じ こうせつめいしよ
重要事項説明書

あなたに対する就労移行支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 恵泉会
所 在 地	宮城県登米市迫 町佐沼字江合3 丁目16-2
電 話 番 号	0220-22-1160
代 表 者 氏 名	理事長 松 坂 勝 司
設 立 年 月 日	昭和48年 5月21日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労移行支援事業所 平成21年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	若 葉 園 事業所番号 0411200058
事業所の所在地	宮城県登米市東和町米川字西綱木23-16
連 絡 先	電話番号 0220-45-2223 ファックス 0220-45-2293
管 理 者	〇〇 〇〇
サービス管理責任者	〇〇 〇〇
サービスの実施地域	登米市
対 象 者	知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
定 員	6名
開 設 年 月 日	平成21年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正、かつ、きめの細かな就労移行支援のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて 建	もの 物	こつ ぞう 構 造	てつきん づくりりく や ね かいたて 鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
		しき ち めんせき 敷地面積	4,564.53 m ²
		の ゆかめんせき 延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
くんれん さぎようしつ 訓練・作業室	3 棟	わかば えんない さぎようどう た 若葉園内作業棟他 (施設外での作業あり)
そうだんしつ 相談室	1 室	26.00 m ²
せんめんせつ び 洗面設備	有	し せつないおよ えんが い さぎようどう 施設内及び園外作業棟
トイレ	有	し せつないおよ えんが い さぎようどう 施設内及び園外作業棟

とう じ ぎようしよ こうせいろうどうしやう さだ し て い き じゆん じゆんしゆ い じよう し せつ せつ び
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備
を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	指 定 基 準
かん り しや 管理者	1 人	1 人
かん り せきにんしや サービス管理責任者	1 人以上	1 人以上
しゆうろう し えんいん 就労支援員	必要数	ぜんねん ど へい きん り ようしやすう さんてい 前年度の平均利用者数より算定
しよくぎやう し どういん 職業指導員	必要数	ぜんねん ど へい きん り ようしやすう さんてい 前年度の平均利用者数より算定
せいかつ し えんいん 生活支援員	必要数	かく い じよう じようきん (各1人以上は常勤)

とう じ ぎようしよ こうせいろうどうしやう さだ し て い き じゆん じゆんしゆ し て い しやうがいふく し
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サ
ービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 系
かん り しや 管理者	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)
かん り せきにんしや サービス管理責任者	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)
しゆうろう し えんいん 就労支援員	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)
しよくぎやう し どういん 職業指導員	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)
せいかつ し えんいん 生活支援員	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)

- (2) 営業日と営業時間
 営業日：原則として月曜日～金曜日
 (国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業)
 * 上記は状況に応じ()内の日に於いてもサービス提供の場合がある。
 営業時間：8：30～17：15まで
 * 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	契約者及びその家族が希望する生活や契約者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的にを行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 施設内におけるパン製造 ② 事業所外での職場実習など <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している契約者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活に必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	じつび実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	じつび実費

社会生活上の 便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、契約者または家族が行うことが困難な場合、契約者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等のコピー代	1枚 10円

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は契約者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所		
医 院 長 名	木村 康一		
所 在 地	登米市東和町 米川字町下59-1		
電 話 番 号	0220-45-2301		
診 療 科	内 科	入 院 設 備	なし

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・受付担当者 管 理 者 ・解決責任者 統括施設長 ・ご利用時間 8：30～17：15（休業日除く） ・電話番号 0220-45-2223 F A X 0220-45-2293 ・担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
運営適正化委員会	・所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 ・電話番号：022-716-9674 ・F A X：022-716-9298

(2) 第三者委員の設置について

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見・評価などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしや いん 第三者委員	氏 名	連絡先
	松 村 正	***-**-*****
	千 葉 ますみ	***-**-*****
	伊 藤 浩	***-**-*****

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・消火器 有 ・手動ベル 有
消防計画	消防署への届出日：令和8年4月 防火管理者 ○○ ○○

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の場所で喫煙してください。
貴重品の管理	貴重品は、契約者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
契約者またはその家族による著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）	以下の行為は行わないようにしましょう。 ①身体的な攻撃（殴る、蹴る、物を投げつける） ②精神的な攻撃（暴言、脅迫、大声で怒鳴るなど） ③セクシャルハラスメント（身体的接触、好意的な態度の要求など） ④不当な要求（土下座を強いる、過剰なサービスの請求） ⑤継続的・執拗な言動（何度も同じ要求を繰り返す、執拗な苦情） ⑥拘束的な行動（長時間電話で拘束するなど）

13. 宮城県福祉サービスによる第三者評価の実施状況 実施なし

※但し、法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス就労移行支援若葉園の提供及び利用の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：若葉園

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 ○○ ○○

事業者 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16-2

名称 社会福祉法人 恵泉会

代表者 理事長 松坂勝司 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労移行支援
若葉園の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者住所：

氏名： 印

代理人住所：

氏名： 印

続柄：

わか ば えん し ていしゅうろうけいぞく し えん がた
若葉園（指定就労継続支援B型）

じゅうよう じ こうせつめいしよ
重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 恵泉会
所 在 地	宮城県登米市迫 町佐沼字江合3 丁目16-2
電 話 番 号	0220-22-1160
代 表 者 氏 名	理事長 松 坂 勝 司
設 立 年 月 日	昭和48年 5月21日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 平成21年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	若 葉 園 事業所番号 0411200058
事業所の所在地	宮城県登米市東和町米川字西綱木23-16
連 絡 先	電話番号 0220-45-2223 ファックス 0220-45-2293
管 理 者	〇〇 〇〇
サービス管理責任者	〇〇 〇〇
サービスの実施地域	登米市
対 象 者	知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
定 員	34名
開 設 年 月 日	平成21年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正、かつ、きめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設		
たて 建	もの	構造
	敷地面積	4,564.53 m ²
	延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
訓練・作業室	3棟	若葉園内作業棟他 (施設外での作業あり)
相談室	2室	32.12 m ²
洗面設備	有	施設内及び園外作業棟
トイレ	有	施設内及び園外作業棟

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	指定基準
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	1人以上	1人以上
目標工賃達成指導員	必要数	必要数
職業指導員	必要数	前年度の平均利用者数より算定
生活支援員	必要数	(各1人以上は常勤)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30～17:15)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8:30～17:15)
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:15)
職業指導員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:15)
生活支援員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:15)

- (2) 営業日と営業時間
 営業日：原則として月曜日～金曜日
 (国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業)
 * 上記は状況に応じ()内の日に於いてもサービス提供の場合がある。
 営業時間：8：30～17：15まで
 * 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	契約者及びその家族が希望する生活や契約者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的にを行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 生産加工(部品組立・公園管理・花卉の栽培など) ② グリーン工房(パン製造・販売など) <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している契約者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	じっぴ実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	じっぴ実費

社会生活上の 便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、契約者または家族が行うことが困難な場合、契約者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等のコピー代	1枚 10円

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所		
医 院 長 名	木村 康一		
所 在 地	登米市東和町 米川字町下59-1		
電 話 番 号	0220-45-2301		
診 療 科	内 科	入 院 設 備	なし

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・受付担当者 管 理 者 ・解決責任者 統括施設長 ・ご利用時間 8：30～17：15（休業日除く） ・電話番号 0220-45-2223 F A X 0220-45-2293 ・担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
運営適正化委員会	・所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 ・電話番号：022-716-9674 ・F A X：022-716-9298

(2) 第三者委員の設置について

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見・評価などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしや いん 第三者委員	氏 名	連絡先
	松 村 正	***-**-*****
	千 葉 ますみ	***-**-*****
	伊 藤 浩	***-**-*****

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・消火器 有 ・手動ベル 有
消防計画	消防署への届出日：令和8年4月 防火管理者 ○○ ○○

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の場所で喫煙してください。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない契約者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
契約者またはその家族による著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)	以下の行為は行わないようにしましょう。 ①身体的な攻撃（殴る、蹴る、物を投げつける） ②精神的な攻撃（暴言、脅迫、大声で怒鳴るなど） ③セクシャルハラスメント（身体的接触、好意的な態度の要求など） ④不当な要求（土下座を強いる、過剰なサービスの請求） ⑤継続的・執拗な言動（何度も同じ要求を繰り返す、執拗な苦情） ⑥拘束的な行動（長時間電話で拘束するなど）

13. 宮城県福祉サービスによる第三者評価の実施状況 実施なし

※但し、法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援(B型)若葉園の提供及び利用の開始
に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：若葉園

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 ○○ ○○

事業者 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16-2

名称 社会福祉法人 恵泉会

代表者 理事長 松坂勝司 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者福祉サービス若葉園の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者住所：

氏名： 印

代理人住所：

氏名： 印

続柄：

わか ば えん し ていしゅうろうていちやく し えん
若葉園 (指定就労定着支援)

じゅうよう じ こうせつめいしよ
重要事項説明書

あなたに対する 就 労 定 着 支 援 サービス 提 供 開 始 に あ た り、 厚 生 労 働 省 令 に
基 づ い て 当 事 業 所 が あ な た に 説 明 す べ き 内 容 は 次 の と お り で す。

ていきよう じ ぎようしや
1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふく し ほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
しよ ざい ち 所 在 地	みやぎ けん と め し はさまちよう さ ぬまあざ え あい ちよう め 宮城県登米市迫 町佐沼字江合3 丁 目 1 6 - 2
でん わ ばん ごう 電 話 番 号	0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0
だい ひよう しや し めい 代 表 者 氏 名	り じちよう まつ ざか かつ し 理事長 松 坂 勝 司
せつ りつ ねん がつ び 設 立 年 月 日	昭和48年 5月21日

り よう じ ぎようしよ
2. 利用事業所

じ ぎようしよ し ゅるい 事 業 所 の 種 類	し ていしゅうろうていちやく し えん じ ぎようしよ 指定就労定着支援事業所 平成30年10月 1日 指定
じ ぎようしよ めいしよう 事 業 所 の 名 称 (事業所番号)	わか は えん 若 葉 園 じ ぎようしよばんごう 事業所番号 0 4 1 1 2 0 0 0 5 8
じ ぎようしよ し ざい ち 事 業 所 の 所 在 地	みやぎ けん と め し とう わ ちようよねかわあざにしつな ぎ 宮城県登米市東和 町 米川字西綱木23-16
れん ちく さき 連 絡 先	でんわばんごう 電話番号 0 2 2 0 - 4 5 - 2 2 2 3 ファックス 0 2 2 0 - 4 5 - 2 2 9 3
かん り しや 管 理 者	〇〇 〇〇
かんりせきにんしや サービス管理責任者	〇〇 〇〇
サービスの実施地域	と め し 登米市
たい しょう しや 対 象 者	ち てきしやうがいしや せいしんしやうがいしや しんたいしやうがいしや なんびようとうかんじや 知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
かい せつ ねん がつ び 開 設 年 月 日	平成21年 4月 1日

もくてき うんえいほうしん
3. サービスの目的・運営方針

もく てき 目 的	かんけいほうれい り ねん のつと つうじよう じ ぎようしよ こよう けいやくしや 関係法令の理念に 則 り、通常の事業所に雇用された契約者に対 して規程の期間にわたり当該雇用に伴い 生 じる日 常 生活又は社会 生活を 営 む上での各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先 の事業主や、障 害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携 を行い、契約者の 職 場への定着 及び就 労の継続を 図 ることを目 的とします。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゆんしゆ た しやかいし げん れんけい はか てきせい 関係法令を 遵 守し、他の社会資源との連携を 図 った適正、かつ、き めの細かな 就 労定着 支援のサービスを提供 します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて 建	もの 物	こう ぞう 構 造	てつきん づくりりく や ね かいだて 鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
		しき ち めんせき 敷地面積	4,564.53 m ²
		の ゆかめんせき 延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
そうだんしつ 相談室	1 室	18.00 m ²
せんめんせつ び 洗面設備	あり 有	施設内
トイレ	あり 有	施設内

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供 職員の設置状況

しよく しゆ 職 種	いんすう 員数	してい き じゆん 指定基準
かん り しや 管理者	1 名	1 名
かん り せきにんしや サービス管理責任者	い じよう 1名以上	い じよう 1名以上
しゆうろうていやく し えんいん 就労定着支援員	ひつようすう 必要数	ひつようすう 必要数

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

しよく しゆ 職 種	きん む たいけい 勤務体系
かん り しや 管理者	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
かん り せきにんしや サービス管理責任者	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
しゆうろうていやく し えんいん 就労定着支援員	せい き きん む じ かんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(2) 営業日と営業時間

営業日：原則として月曜日～金曜日

（国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業）

* 上記は状況に応じ（ ）内の日に於いてもサービス提供の場合がある。

営業時間：8：30～17：15まで

* 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
対面による相談支援及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する契約者が他の通常の事業所へ就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連携調整その他の便宜の提供を行います。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、契約者または家族が行うことが困難な場合、契約者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等のコピー代	1枚 10円

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については

契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との

連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は契約者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所	医 院 長 名	木村 康一
所在地	登米市東和町米川字町下59-1		
電話番号	0220-45-2301		
診療科	内 科	入院設備	無

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	受付担当者 解決責任者 ご利用時間 電話番号 F A X	管 理 者 統括施設長 8：30～17：15（休業日除く） 0220-45-2223 0220-45-2293
-----------------	--	---

	たんとうしや ふ ざい ば あい じ ぎようしよ じ む しつ もう で ・担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
うんえいてきせい か い いんかい 運営適正化委員会	しよ ざい ち みや ぎ けんせんたいし あお ぼ く ほんちようさんちよう め ・所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 でん わ ばんごう ・電話番号：022-716-9674 ・F A X：022-716-9298

(2) 第三者委員の設置について

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から
 本事業所に対するご意見・評価などもいただいています。本事業所への苦情や
 意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしや い いん 第三者委員	氏 名	連絡先
	松 村 正	***-***-****
	千 葉 ますみ	***-***-****
	伊 藤 浩	***-***-****

11. 非常災害時の対策

ひ じようじ たいおう 非常時の対応	べつ と さだ しようぼうけいかくしよ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
へい じ くんれん 平時の訓練	べつ と さだ しようぼうけいかくしよ のつと ねん かい ひ なん ぼう ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防 さいくんれん りようしや ほう さん か じつ し 災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつ び 防災設備	しよう か き あり ・消火器 有 しゆどう あり ・手動ベル 有
しようぼうけいかく 消防計画	しようぼうしよ とどけ で び 消防署への届出日：令和8年4月 ぼう か かん り しや 防火管理者 ○○ ○○

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつ び き ぐ り よう 設備・器具の利用	じ ぎようしよない せつ び き ぐ ほんらい ようほう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利 用ください。これに反したご利用により破損が生じた ば ぼう ばいしよう 場合、賠償していただくことがあります。
きつ えん 喫煙	しよてい ば しよ きつえん 所定の場所で喫煙してください。
き ちようひん かん り 貴重品の管理	き ちようひん けいやくしや せきにん かん り 貴重品は、契約者の責任において管理していただきま す。自己管理のできない利用者につきましては貴重品 し せつ も こ ねが を施設に持ち込まないようお願いします。
しゆうきようかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動	けいやくしや し ぞう しんこう じ ゆう た けいやくしや たい 契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する しゆうきようかつどう せい じ かつどうおよ えい り かつどう えんりよ 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
	い か こうい おこな 以下の行為は行わないようにしましょう。 しんたいてき こうげき なぐ け もの な ①身体的な攻撃（殴る、蹴る、物を投げつける）

けいやくしゃ または その けいやく 契約者またはその家 ぞく いちじ めい 族による 著しい迷 わくこう い 惑行為(カスタマーハ ラスメント)	せいしんてき こうげき ぼうげん きょうはく おおごえ ど な ②精神的な攻撃 (暴言、脅迫、大声で怒鳴るなど) せいしんてき こうげき ぼうげん きょうはく おおごえ ど な ③セクシャルハラスメント しんたいてきせつしよく こういてき たいど ようきゆう (身体的接触、好意的な態度の要求など) ふとう ようきゆう どげざ し かじよう せいきゆう ④不当な要求(土下座を強いる、過剰なサービスの請求) けいぞくてき しつよう げんどう ⑤継続的・執拗な言動 なんど おな ようきゆう く かえ しつよう くじよう (何度も同じ要求を繰り返す、執拗な苦情) こうそくてき こうどう ちようじ かんてん わ こうそく ⑥拘束的な行動(長時間電話で拘束するなど)
--	---

13. みやぎ けんふく し 宮城県福祉サービスによる だいさんしやひよう か 第三者評価の じつ し じようきよう 実施状況 じつ し 実施なし
- ※ただ 但し、たうじんないだいさんしや いん 法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス就労定着支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：若葉園

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 ○○ ○○

事業者 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16-2

名称 社会福祉法人 恵泉会

代表者 理事長 松坂勝司 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労定着支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者住所：

氏名： 印

代理人住所：

氏名： 印

つづき 続 柄：

若葉園（指定就労選択支援）

重要事項説明書

あなたに対する就労選択支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 恵泉会
所在地	宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
電話番号	0220-22-1160
代表者氏名	理事長 松坂勝司
設立年月日	昭和48年 5月21日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労選択支援事業所 令和8年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	若葉園 事業所番号 0411200058
事業所の所在地	宮城県登米市東和町米川字西綱木23-16
連絡先	電話番号 0220-45-2223 ファックス 0220-45-2293
管理者	〇〇 〇〇
サービスの実施地域	登米市
対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
定員	10名
開設年月日	平成21年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	働く力と意欲のある障害者に対し、障害者本人が自分の働き方を考えることを考える機会を提供することも含め支援するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就職等への選択の機会を適切に提供する。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正、かつ、きめの細かな就労選択支援のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて 建	もの 物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
		敷地面積	4,564.53 m ²
		延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
訓練・作業室	3棟	若葉園内作業棟他 (施設外での作業あり)
相談室	2室	32.12 m ²
洗面設備	有	施設内及び園外作業棟
トイレ	有	施設内及び園外作業棟

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	指定基準
管理者	1人	1人
就労選択支援員	必要数	必要数

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
就労選択支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(2) 営業日と営業時間

営業日：原則として月曜日～金曜日

(国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業)

* 上記は状況に応じ()内の日に於いてもサービス提供の場合がある。

営業時間：8：30～17：15まで

* 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
アセスメントの実施	短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性等の事項の整理を行います。
多機関によるケース会議の開催	アセスメント結果の作成にあたり、その他の機関に対し、会議への参加やその他必要な協力を求めます。
アセスメントの結果の作成	利用者および市町村、その他の関係機関の担当者を収集して会議を開催し、利用者の意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めます。
事業者等と連絡調整	アセスメントの結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援業者等に提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術で食事・静養・更衣・排泄等々の生活全般にわたる援助を行います。
生活相談	利用者および家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックを行うなど、常に利用者の健康状況に注意するとともに、医療機関等との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
その他	上記に付帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に関わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担していただくことがあります。	じっぴ実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、契約者または家族が行うことが困難な場合、契約者の同意を得て代行します。	じっぴ実費
その他	サービス提供記録等のコピー代	1枚 10円

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所		
医 院 長 名	木村 康一		
所 在 地	登米市東和町 米川字町下59-1		
電 話 番 号	0220-45-2301		
診 療 科	内 科	入 院 設 備	無

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

とうじぎょうしよ 当事業所 ご利用相談窓口	- 受付担当者 管理者 - 解決責任者 統括施設長 - ご利用時間 8：30～17：15（休業日除く） - 電話番号 0220-45-2223 - FAX 0220-45-2293 - 担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
うんえいてきせい か いんかい 運営適正化委員会	- 所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 - 電話番号：022-716-9674 - FAX：022-716-9298

(2) 第三者委員の設置について

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見・評価などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしや いん 第三者委員	氏名	連絡先
	松村 正	***-***-*****
	千葉 ますみ	***-***-*****
	伊藤 浩	***-***-*****

11. 非常災害時の対策

ひじょうさいがい 非常時の対応	べつと さだ 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
へいじ ぐんれん 平時の訓練	べつと さだ 別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	しょうか き 消火器 有 ・ しゅどう 手動ベル 有
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしよ 消防署への届出日：令和8年4月 ぼうかかんりしや 防火管理者 ○○ ○○

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしよない 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつ えん 喫煙	しよてい ばしよ きつえん 所定の場所で喫煙してください。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない契約者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
しゅうきようかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、	けいやくしや 契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する

えいりかつどう 営利活動	しゅうきようかつどう せいじ かつどう およ えいり かつどう えんりよ 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
けいやくしや いえ 契約者またはその家 族による 著 しい迷 惑行為(カスタマーハ ラスメント)	い か こうい おこな 以下の行為は行わないようにしましょう。 ①身体的な攻撃 (殴る、蹴る、物を投げつける) ②精神的な攻撃 (暴言、脅迫、大声で怒鳴るなど) ③セクシャルハラスメント (身体的接触、好意的な態度の要求 など) ④不当な要求 (土下座を強いる、過剰なサービスの請求) ⑤継続的・執拗な言動 (何度も同じ要求を繰り返す、執拗な苦情) ⑥拘束的な行動 (長時間電話で拘束するなど)

13. みやぎ けんふく し だいさんしやひよう か じつ し じようきよう じつ し
宮城県福祉サービスによる第三者評価の実施状況 実施なし
※但し、ただ ほうじんないだいさんしや い いん ひよう か まいとしじつ し
法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労選択支援若葉園の提供及び利用の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：若葉園

説明者職名：管理者

氏名 ○○ ○○

事業者 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16-2

名称 社会福祉法人 恵泉会

代表者 理事長 松坂勝司 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス若葉園の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者住所：

氏名： 印

代理人住所：

氏名： 印

続柄：